

稲城市災害防止協会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、会則第20条に基づき稲城市災害防止協会（以下「本会」という。）の事務の運営に必要な事項を定める。

(年度当初の予算執行)

第2条 年度当初の予算執行について、定期総会における予算の承認前であっても、経常的な経費の支出は、会長の承認を得て執行できるものとする。

(旅費)

第3条 本会の会員が、会務のため市外に出張をするときは、次の各号に定めるところにより旅費を支給する。

- (1) 交通費は、通常の経路にしたがって最短最低の実費を支給する。
- (2) 食事代は半日の場合1,000円、1日の場合は2,000円を支給する。
- (3) 諸費（資料代、分担金、通信費等）は、実費を支給する。

(慶弔等)

第4条 本会の会員等並びに関係団体に対する慶弔等については、次の各号に定める祝金等を贈るものとする。

(1) 祝 金

個人及び関係団体の慶事に対して役員会が必要と認めた場合は、祝金を贈る。

(2) 弔慰金及び見舞金

会員等が死亡又は病気の場合は、次の区分により弔慰金又は見舞金を贈る。

ア 会員死亡の場合の弔慰金	20,000円
イ 配偶者死亡の場合の弔慰金	10,000円
ウ 会員の1ヶ月以上の傷病入院見舞金	10,000円

(3) 会務執行中の傷病見舞金

会員が、会務執行中に傷病に見舞れた場合は、役員会で協議のうえ見舞金を贈る。

(4) 災害見舞金

会員の現住家屋が災害に見舞れた場合は、次の区分により見舞金を贈る。ただし、大規模災害発生時等にあつては、その都度協議し決定する。

ア 家屋の全壊、全焼、流出等	20,000円
イ 家屋の半壊、半焼、冠水等	10,000円

(5) 特 例

前各号に定められた以外の慶弔等についての対応が、特に必要がある

と認められる場合には、正副会長会で協議して対応し、事後の役員会に報告するものとする。

(6) 届け出

会員は、前各号に該当する事案が発生した場合は、役員又は事務局にすみやかに届け出るものとする。

(表彰等)

第5条 本会の目的達成のために功労のあった個人及び団体に対する表彰等は、次の各号に定めるところによる。

(1) 感謝状

本会の目的達成のため、協力活動をした次に掲げる者に感謝状を贈る。

ア 火災予防の普及啓発に協力し、特に功労のあった個人及び団体

イ 退任役員

(2) 表彰状

本会の目的達成のために、その活動が抜群で他の会員の模範となる個人及び団体に対して表彰状を贈る。

2 感謝状及び表彰状には、記念品を添えて贈る。

3 表彰等の選考は、役員会で行うものとする。

付 則

この内規は、昭和59年5月9日から施行する。

付 則

この内規は、平成11年5月26日から施行する。

付 則

この内規は、平成30年5月10日から施行する。

付 則

この内規は、令和3年4月20日から施行する。

役員等に対する弔慰の特例について

(平成8年8月5日決定)

内規第4条第2号により役員に弔慰金を送る場合は、花環を添えるものとする。
また、会則第12条に定める者に対する弔慰も役員とする。

(平成11年5月26日 役員会改正)

特別財産の保有について

会則第6条に基づく会費納入手続きのため、市内の各金融機関に本会名義の普通預金口座を開設し、年度切り替え時にも口座を維持するため、各通帳に1,000円の特別財産（決算書記載報告なし）を保有するものとする。

（平成11年5月26日 役員会改正）